⑵　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。）であること。

⑶　会社に求める施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

ア　同種工事（下記ⓐ～ⓒを必要とする。）

ⓐ　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事

ⓑ　大口径深礎工法（φ5.0m以上）により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない）

ⓒ　日平均断面交通量5.0万台以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門4－3－1　城山トラストタワー11F
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600

⑵　開札（入札執行）の日時及び場所

①　電子入札による入札の締切　平成26年6月24日（火）午後4時00分

②　郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）　平成26年6月24日（火）午後4時00分

③　開札日時　平成26年6月25日（水）午後1時30分

④　開札場所　中日本高速道路株式会社　東京支社

4　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway The Second viaduct of Shin-Komakado East other 3 Bridges (Substructure)

⑷　Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan. Tel. 03―5776―5600

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成26―27年度　那賀川大橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年5月15日

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事名　平成26―27年度　那賀川大橋上部工事

2　工事場所　徳島県阿南市那賀川町中島地先

3　工事内容　工事延長　L＝500m、橋長　L＝321.7m（4径間連続鋼床版箱桁橋（P1～P5））、最大支間長　L＝80.4m、幅員　W＝19.57m～11.90m、架設工　1式（一括手延式送出し工法）、支承工　1式、橋梁付属物工　1式
工期　平成28年2月29日まで

4　申請の時期
平成26年5月16日から平成26年6月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年6月19日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年5月16日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート3―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

1）特定建設工事共同企業体協定書㈱（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

2）6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年5月15日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年3月31日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年3月31日付け公示6（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社の組み合わせとする。

1）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であって、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。

2）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記1）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。